日高村災害危険区域の指定等に関する条例（案）

　（趣旨）

第１条　この条例は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築の制限等に関し必要な事項を定めるものとする。

　(災害危険区域の指定等)

第２条　村長は、日高村水害に強いまちづくり条例（令和3年日高村条例第2号）第９条第１項に規定する浸水予想区域として指定し、同条第３項に基づき公表した区域を法第３９条第1項に規定する災害危険区域(以下「災害危険区域」という。)に指定する。

（建築物の建築の制限）

第３条　災害危険区域内において、建築物を建築する場合においては、居室がある階の床の高さは、別表左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表右欄に定める高さ以上としなければならない。

　（適用除外）

第４条　災害危険区域内において、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合は、第３条の規定は、適用しない。

　(1)　居室を有しない建築物

　(2)　敷地及び周囲の状況により、特に村長が災害防止上支障がないと認めた建築物

２　第２条の規定により災害危険区域に指定された際、現に存する建築物を増築又は改築する場合において、当該増築又は改築に係る部分で周囲の状況によりやむを得ないと認められるもの及び当該増築又は改築に係らない部分については、前条の規定は適用しない。

　（建築物の認定）

第５条　災害危険区域内において建築物を建築しようとする者は、当該建築工事に着手する３０日前までに、村長に申請し、当該建築物が第３条の要件を満たす建築物である旨の認定を受けなければならない。

２　村長は、前項の認定について、必要な調査をすることができる。

　（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める

（罰則）

第７条　この条例の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、２０万円以下の罰金に処する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

　　　附　則

　この条例は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 高さ（m） |
| 別図　１の区域 | 18.5 |
| 別図　２の区域 | 18.5 |
| 別図　３の区域 | 18.5 |
| 別図　４の区域 | 18.5 |
| 別図　５の区域 | 19.0 |
| 別図　６の区域 | 18.5 |
| 別図　７の区域 | 20.0 |
| 別図　８の区域 | 19.5 |
| 別図　９の区域 | 18.0 |
| 別図　10の区域 | 19.0 |
| 別図　11の区域 | 19.5 |
| 別図　12の区域 | 18.5 |
| 別図　13の区域 | 19.0 |
| 別図　14の区域 | 19.5 |
| 別図　15の区域 | 20.0 |
| 別図　16の区域 | 20.5 |
| 別図　17の区域 | 21.0 |
| 別図　18の区域 | 21.5 |
| 別図　19の区域 | 22.5 |
| 別図　20の区域 | 23.0 |
| 別図　21の区域 | 23.5 |
| 別図　22の区域 | 24.0 |
| 別図　23の区域 | 24.5 |
| 別図　24の区域 | 25.0 |

備考：この表の「高さ」とは、T.P.（標高：東京湾平均海面）のことを言う。

別図　【別図を挿入】